

# 平成 28 年度大学入学者選抜（大学入試センター試験） における旧教育課程履修者に対する経過措置

平成 27 年 3 月 24 日  
和歌山大学

高等学校学習指導要領の改訂に伴う平成 28 年度大学入学者選抜（大学入試センター試験）における旧教育課程履修者に対する経過措置については、下記のとおりとします。なお本経過措置は平成 28 年度限りの措置とします。

なお、現時点での内容であり、今後、変更する可能性もありますので、本学からの発表についてご注意願います。

## （科目選択の方法）

「工業数理基礎」は、**数学②**において出題する「**数学Ⅱ**」、**『数学Ⅱ・数学B』**、**『簿記・会計』**及び**『情報関係基礎』**の 4 科目と合わせ、計 5 科目のうちから 1 科目を選択解答する。

※「工業数理基礎」を選択解答できる者は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において、これらの科目を履修した者（大学入学資格検定試験合格者で、これらの科目に合格した者を含む。）及び文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科の修了（見込み）者に限る。

※「工業数理基礎」は、旧教育課程履修者のための出題科目です。新教育課程履修者は「工業数理基礎」を選択解答できないので注意してください。

（注）

新教育課程履修者	① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）に平成 25 年 4 月に入学し、平成 28 年 3 月卒業見込みの者 ② 中等教育学校の後期課程に平成 25 年 4 月に進級し、平成 28 年 3 月卒業見込みの者
旧教育課程履修者	上記以外の者 * 高等学校等卒業者、高等学校卒業程度認定試験合格者又は合格見込者、大学入学資格検定合格者、高等専門学校第 3 学年修了者又は修了見込者、外国の学校等修了者又は修了見込者、在外教育施設修了者又は修了見込者、及び高等学校等を平成 28 年 3 月卒業見込みであるが、入学は平成 25 年 3 月以前の者など、上記に該当しない者

※ 「新教育課程」とは、平成 25 年 4 月 1 日から適用された高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号）に基づく教育課程及び平成 21 年 3 月 9 日文部科学省告示第 38 号の特例により定められた教育課程をいい、「旧教育課程」とは、従前の高等学校学習指導要領に基づく教育課程をいう。